

やまぐちの 6次産業化・農商工連携



平成30年度版

6次産業化とは



1次産業
生産



2次産業
加工



3次産業
流通・販売



6次産業
経営発展

農林漁業者等が主体となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取り組みや、既存の販売ルートではなく直接消費者に販売するなどにより、新たな販路を開拓していく取り組みです。

6次産業化に関する法律

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消費)

六次産業化・地産地消費に基づく「総合化事業計画」の認定について

「総合化事業計画」とは、農林漁業者等が農林水産物及び副産物の生産及び加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画のことです。

農林漁業者等の皆様が6次産業化に取り組む計画(総合化事業計画<3~5年以内>)を作成した場合、農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

- 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- これらを行うために必要な生産の方式の改善

※認定要件

次の2つが満たされることが必要です。

- 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること
- 農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が開始時点から終了時点までの間に向上し、終了時は黒字となること

- 総合化事業計画の認定は、中国四国農政局で毎月行っています。

自ら新商品を開発・販売して売上を向上！
総合化事業計画の認定を受けて支援策を活用！



「総合化事業計画」認定のメリット

1 事業者の取組に対する資金援助

(1) 融資等

- ① 融資に関する法の特例
農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
例：農業改良資金
 - ・金利：無利子
 - ・償還期限：10年→12年、措置期間：3年→5年
 - ・限度額：個人5千万円、法人等1億5千万円
- ② 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証（食品流通構造改善対策債務保証事業）
- ③ ファンドの活用
農林漁業成長産業化ファンド

(2) 交付金（食料産業・6次産業化交付金）

- ① 加工・直売の推進支援事業（ソフト事業）
新商品開発、販路開拓等に対する補助
(交付率:3分の1以内。市町戦略に基づく取組は2分の1以内。)
- ② 加工・直売施設整備事業（ハード事業）
農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助
(交付率:10分の3以内。中山間地域(農業)又は市町戦略に基づく取組は2分の1以内。)
※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた者に限定。
※交付金上限：1億円 ※金融機関からの貸付けを受けることが必要



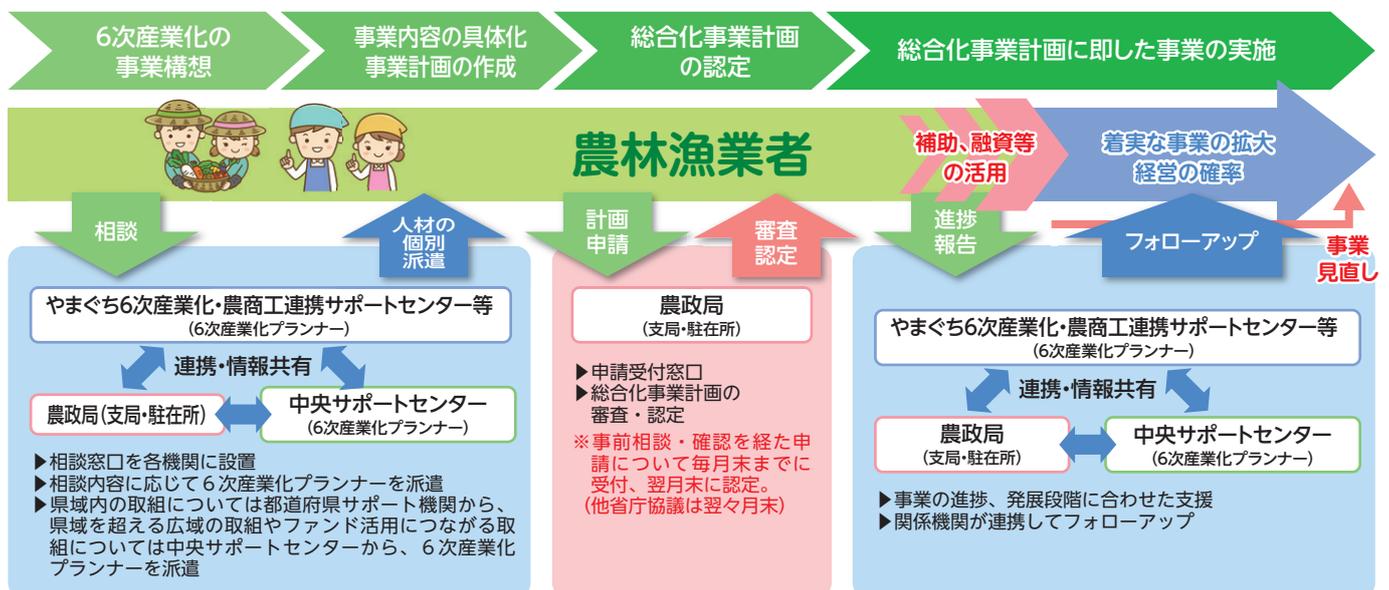
2 6次産業化プランナーの派遣

計画の認定を受けた農林漁業者等に対し、計画の事業化に向けて6次産業化プランナーがフォローアップ

3 その他

- (1) 直売施設等を建築する際の農地転用の手続きの簡素化
- (2) 市街化調整区域内での施設費用（開発行為）を行う場合の審査手続きの簡素化
- (3) 産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減

総合化事業計画の構想段階から認定、事業の実施までのフロー





農林漁業者と商工業者が通常取引を超えて、お互いが得意とする分野やノウハウを結合させ、相乗効果を発揮する協力関係のもとで地域資源・材料を活用した新たな商品・サービスをつくり出し、市場での販路開拓を進め、農林漁業者と商工業者の売上げ・利益の拡大を目指す取り組みです。

農商工連携に関する法律

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」
(農商工等連携促進法)

農商工等連携促進法に基づく「農商工等連携事業計画」の認定について

「農商工等連携事業計画」とは、中小企業者（商工業者）の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善を目的に中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業活動に関する計画のことです。

農林漁業者等の皆様が中小企業者と農商工連携に取り組む計画（農商工等連携事業計画〈3～5年以内〉）を作成した場合、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- 農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- それぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- 新商品又は新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること

※認定要件

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）
- 売上高（中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高）

- 農商工等連携事業計画の認定は、中国四国農政局及び中国経済産業局で年間6回行っています。

中小企業者と連携した新商品の開発・販売で売上を向上！
農商工等連携事業計画の認定を受けて支援策を活用！



「農商工等連携事業計画」認定のメリット

1 事業者の取組に対する資金援助

(1) 融資等

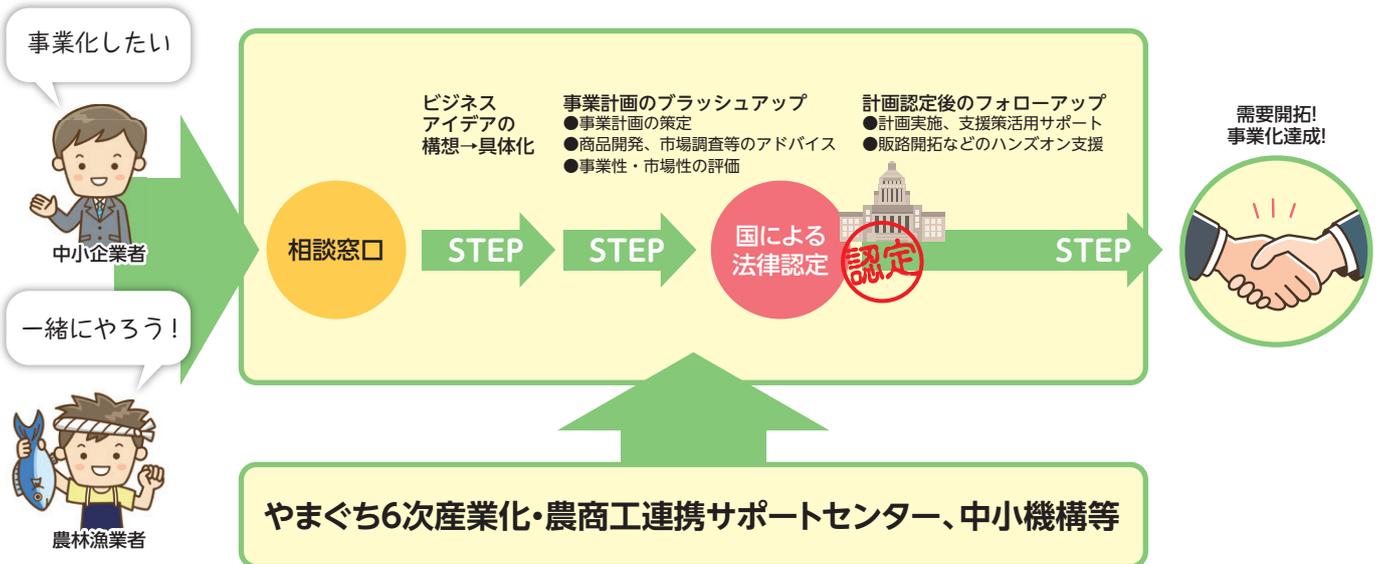
- ① 融資に関する法の特例
 - ア) 政府系金融機関による融資制度
 - イ) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
- ② 信用保証の特例
- ③ 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証（食品流通構造改善対策債務保証事業）

(2) 補助金

- ① ふるさと名物応援事業補助金
 - 原則として、補助率：2分の1以内、補助金上限：500万円
 - ※当該補助金の過年度の採択回数等により、補助率及び限度額が異なる
- ② 食料産業・6次産業化交付金

2 (独) 中小企業基盤整備機構(中小機構)の専門家によるアドバイス支援を実施

農商工等連携事業計画の構想段階から認定、事業の実施までのフロー



食料産業・6次産業化交付金について

農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備等を支援します。

また、市町戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

※「市町戦略」とは、市町の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

取り組みの流れ

生産基盤の確立

加工適正のある作物を導入したい。



新商品開発に取り組みたい。



注) 「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

販路開拓に取り組みたい。



事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



6次産業化の準備・着手

事業展開

「加工・直売の推進支援事業」による支援

加工適性のある作物の導入

- ・新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などの取組を支援します。

【交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。】

現地で栽培技術に関する指導



新商品の開発

- ・新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。

【交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。】

(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)



地域ぐるみの取組

- ・直売所の売上げの向上に向け、インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築などの取組を支援します。
- ・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証などの取組を支援します。
- ・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用したスマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証などの取組を支援します。

販路開拓

- ・新商品の消費者評価を行うために必要な試食会等評価会の開催、商談会等への出展などの取組を支援します。

【交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。】



「加工・直売施設整備事業」による支援

施設の整備

- ・6次産業化等の事業展開に必要な農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援します。

【交付率等については次頁】



- ・農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動に対して出資等により支援します。
(農林漁業成長産業化ファンド)

事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣(6次産業化サポート事業)

施設の整備について

六次産業化・地産地消法又は農工商等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。

支援対象施設等の例

(加工施設)



(加工機械)



(農産物直売所)



※6次産業化の取組に必要となる生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

交付金の算定方法

交付率：3/10以内
(中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は1/2以内)
交付金上限額：1億円
※交付金額については以下①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ① 事業費×交付率
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

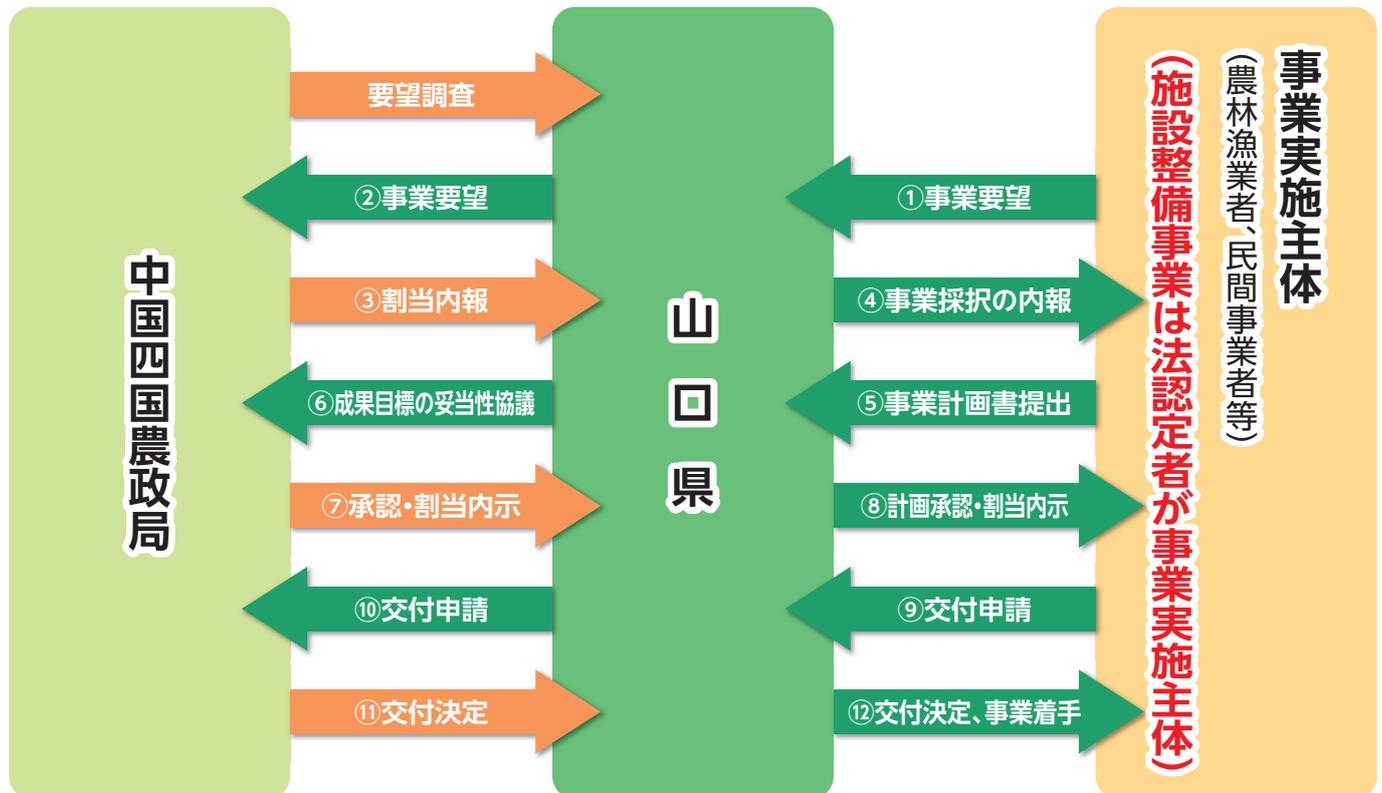
〔算定例：交付率3/10以内の場合〕
1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、

- ①が3,000万円(1億円(事業費)×3/10)
- ②が5,000万円(融資額)
- ③が4,000万円(1億円(事業費)－5,000万円(融資額)－1,000万円(助成額))

となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

注) 加工・直売の推進支援事業及び加工・直売施設整備事業は、事業実施計画を県に提出し、承認を受ける必要があります。

交付金の交付決定までの流れ



- ※1 成果目標の妥当性協議とは、事業実施計画に記載されている農林水産物・新商品の販売目標や所得目標及びこれを達成するための方法・体制等が適正であるかどうかを国と山口県で確認するための協議のことをいいます。
- ※2 すでに総合化事業計画等の法認定を受けている方であっても、取り組みに際し、総合化事業計画等の変更が必要となる場合があります。



さまざまなお困りごとや課題の解決をサポートします!

(公財)やまぐち農林振興公社

やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター

サポートセンターは、6次産業化や農商工連携に取り組む農林漁業者や事業者の皆様からの相談に対応するとともに、6次産業化等の取組に必要な知見や実践的なスキルを得るための研修会を開催するなど、商品開発や商品力向上等の取組などを総合的にサポートする機関です。

個別相談

課題整理・課題解決

専門家派遣

事業計画策定支援

人材育成研修

経営・マーケティング等

情報提供

支援施策・取組事例



商品開発・ 商品力向上支援

専門的アドバイス

個別相談や専門家の派遣は**無料**です!!

6次産業化や農商工連携に関するお問い合わせ先

やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター

(公益財団法人 やまぐち農林振興公社)

TEL:083-902-6696

〒753-0821 山口市葵2丁目5番69号

FAX: 083-924-0742

ホームページ: <https://www.6sapo-yamaguchi.org>

Eメール: info@6sapo-yamaguchi.org



関係機関お問い合わせ先

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課

〒753-8501 山口市滝町1-1

☎083-933-3556

中国四国農政局

〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

☎086-224-9415

中国四国農政局 山口県拠点 〒753-0088 山口市巾着原町6-16 山口地方合同庁舎1号館

☎083-922-5404

(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3F

☎082-502-6689